

総務省の取組

令和5年3月

総 行 政 第 1 4 号
令和4年1月21日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(財産管理担当課扱い)
(市区町村担当課扱い)
各 指 定 都 市 の 長 殿
(財産管理担当課扱い)

総 務 大 臣
(公印省略)

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について

各地方公共団体におかれましては、公共建築物における木材利用に努められていることと存じますが、昨年10月1日付で、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加されるとともに、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

また、木材利用促進の対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、建築物における木材利用を進めるため、国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できる仕組みを設け、国又は地方公共団体は、協定締結事業者等に対して必要な支援を行うこととされました。

さらに、政府における木材利用の推進体制として、農林水産大臣を本部長、総務大臣等の関係大臣を本部員とする木材利用促進本部が設置され、基本方針の策定や木材利用の促進に関する施策の実施を推進することとされました。（別添1）

つきましては、地域の特色を活かし、建築物における木材の利用の取組を効果的に推進するために、庁舎等の公共建築物や民間建築物における木材利用の促進について、積極的に御検討いただくようお願いいたします。

なお、木材利用の促進のため、以下の地方財政措置を活用することが可能となっておりますので、積極的な活用を御検討いただくようお願いします。（別添2）

地方債	対象事業	充当率	交付税措置
地域活性化事業債	原則全般的に地域木材を利用した施設の整備	事業費の90%	元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入

また、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、貴職におかれては、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけていただくとともに、協定を締結した事業者等に対する必要な支援をお願いいたします。

加えて、木材利用促進のための協定については、「建築物木材利用促進協定の運用について」（令和3年10月21日 3林政利第110号 林野庁長官通知）において、林野庁長官から都道府県知事に対してその適切かつ円滑な運用が依頼されておりますので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

総務省地域力創造グループ地域政策課
茂原、酒川
連絡先：03-5253-5523

公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

別添 1

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。
耐震性能や耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

- (1) **題名・目的の改正**（題名、第1条）
 - 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
 - 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加
- (2) **基本理念の新設**（新第3条）
 - 木材利用の促進に関する 基本理念を新設
- (3) **林業・木材産業の事業者の努力**（新第6条第2項）
 - 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定
- (4) **木材利用促進の日・月間**（新第9条）
 - 木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

- (1) **基本方針等の対象の拡大**（新第10条～第12条）
 - 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を 公共建築物から建築物一般に拡大
- (2) **木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等**（新第13条）
 - 木造建築物の設計・施工に係る 先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等
- (3) **建築物木材利用促進協定**（新第15条）
 - 国・地方公共団体と事業者等による 建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
 - 国・地方公共団体による 協定を締結した事業者等への必要な支援
- (4) **強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等**（新第16条）
 - 強度・耐火性に優れた建築用木材の 製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等
- (5) **表彰**（新第31条）
 - 国・地方公共団体による 表彰

3 木材利用促進本部の設置

（新第25条～第30条）

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
（本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等）
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

施行期日：令和3年10月1日（附則第1条）

別添 2

地域活性化事業債について

対象事業：原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

充 当 率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入

令和3年度地方債同意等基準運用要綱（抜粋）（令和3年4月1日 総務副大臣通知）

1 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業（自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業（略））を対象とし、事業内容の例示等は、以下のとおりである。

（1）地域経済循環の創造

自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備

ウ 自然再生・地球温暖化対策事業

（オ）原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

総行政第 82 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県財産管理担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財産管理担当部長

別紙（「庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について」（令和 4 年 1 月 21 日付総行政第 14 号総務大臣通知）は添付省略

総務省地域力創造グループ地域政策課長
（ 公 印 省 略 ）

地域木材を利用した公共建築物等の整備等における
地域活性化事業債の活用について

各地方公共団体におかれましては、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」により、公共建築物等における木材利用に努められていることと存じます。

総務省としては、「庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について」（令和 4 年 1 月 21 日付 総行政第 14 号 総務大臣通知）（別紙）を发出し、庁舎等の公共建築物や民間建築物における木材利用の促進について積極的な検討及び木材利用の促進のため地域活性化事業債の積極的な活用の検討等をお願いしているところです。

本事業債は、令和 4 年度地方債同意等基準運用要綱（令和 4 年 4 月 1 日付 総財地第 36 号、総財公第 59 号、総財務第 36 号 総務副大臣通知）において、「原則全般的に地域木材を利用した施設の整備」を対象事業とするとされておりますが、今般、その具体的な取扱いについて、「令和 4 年度地方債についての質疑応答集」（令和 4 年 4 月 1 日付 地方債課事務連絡）（別紙 2）に記載されましたのでお知らせします。

図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も本事業債の対象となりますので、積極的に御活用いただきますようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（担当）
総務省地域力創造グループ地域政策課
橋理事官、酒川係長、笹波事務官
連絡先：03-5253-5523

令和 4 年度地方債についての質疑応答集（抜粋）
（令和 4 年 4 月 1 日付総務省自治財政局地方債課事務連絡）

【 9 地域活性化事業】

Q 9-2 「原則全般的に地域木材を利用した施設の整備」とは、具体的にどのようなものが対象となりますか。

A 9-2 新築又は増改築の場合は、木造の建築物（同一建築物において木造部分と非木造部分が混在する場合は木造部分のみ）が対象となります。また、木造部分と非木造部分が混在する建築物で、木造部分と非木造部分を切り分けできない場合は、建築物全体で、木造の建築物と同程度に地域木材が利用されているものが対象となり、その際、床面積 1 m²あたりの地域木材の利用量が 0.18 m³以上であることを目安とすることが考えられます。

改修の場合は、内装の木質化が対象となります。

学校施設における木材利用について

令和5年3月 第3回 木材利用推進本部

文部科学省

学校施設における木材利用の意義と効果

○学習環境の改善効果

- ・快適な室内環境と、落ち着いて学習に向かう雰囲気形成
- ・冬季の暖房時に室内全体を均質な室温とする温熱効果
- ・建物を環境教育などの教材としての活用

○地域コミュニティの形成

- ・学校づくりを通して、地域の結びつきを強める機会
- ・地域の活性化、木の文化の継承、自然・景観の保全などを考える機会

○地球環境の保全

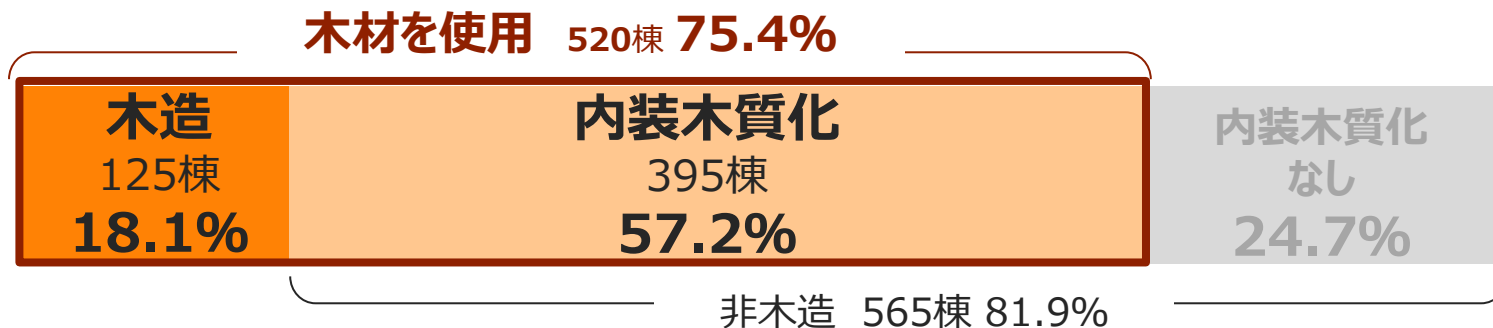
- ・鉄やアルミニウムに比べ、材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料



普通教室前の多目的ホール

学校施設の木材利用の状況

令和3年度に新しく建築された全ての公立学校施設690棟のうち、**520棟（75.4%）が木材を使用**



※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

令和3年度に新しく建築された学校施設及び改修を行った学校施設では、**48,185m³の木材を使用**

木材利用を推進する財政支援

○公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（国庫補助）

「新增築事業」、「改築事業」、「大規模改造事業」等において、
公立学校施設の木造化及び内装木質化の補助を実施。

新增築・・・・・・・・・・ 1 / 2（原則）

改築、大規模改造等・・・ 1 / 3（原則）

- ①脱炭素社会の実現に資するため、令和4年度より学校施設の内装木質化を標準化。
- ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を 5.0%加算。

学校施設の木材利用の普及・啓発

○学校施設へ木材を活用するための手引書パンフレットの作成・配布

木の学校づくり
その構想からメンテナンスまで



木材を活用した学校施設を計画するために必要となる知識及び技術を容易に理解できるようにその留意点について幅広く具体的に解説。

木の学校づくり
学校施設等のCLT活用事例について



CLTを活用した学校施設等の事例集をまとめ、広く紹介したものです。

○木材を活用した学校施設づくり講習会の実施

学校設置者等を対象とした「木材を活用した学校施設づくり講習会」を毎年度開催。

有識者を講師として招き、設計、施工手法などについての講演や、実際に木材を活用して整備した学校施設の自治体から整備時の具体的な取組などについて情報を広く発信。

令和4年度 講習会にて紹介した事例
（高知県 大豊町 大豊学園）



経済産業省の取組

木材利用促進に係る取組（経済産業省）

1. 各施策における木材利用の促進

① ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業（R5年度予算案68.0億円の内数）

- ◆ ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物※について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援
 - ◆ 補助額上限：5億／年 補助率：2／3
- ※CLT（注）を活用した建築物を優先採択。

（注）CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）・・・ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。

② 次世代建材実証支援事業（R5年度予算案68.0億円の内数）

- ◆ 高性能断熱材、蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材（木製サッシを含む）の効果の実証を支援

③ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業（R4年度補正予算1,000億円）

- ◆ 高い断熱性能を持つ窓（木製サッシを含む）への改修に関する費用の1/2相当等を定額補助
- ◆ 補助額上限：200万円

2. 各種イベントでの普及啓発

- ◆ 第50回角館町樺細工伝統工芸展
- ◆ アジア・ファニンシング・フェア2022
- ◆ 第54回全国建具展示会
- ◆ JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2022

3. 経済産業大臣賞（ウッドデザイン賞）

- ◆ 受賞作品：「ワーカーのウェルビーイングな働き方をサポートするビッグテーブル『シルタ』」（（株）イトーキ）



4. 建築物木材利用促進協定の締結

- ◆ 協定締結者：
大林グループ（（株）大林組、（株）内外テクノス、大林新星和不動産（株））×国（農林水産省、経済産業省、環境省）
- ◆ 締結日：令和5年2月3日
- ◆ 内容：
中高層の木造・木質化建築等の促進による森林共生都市の実現や循環型の森林利用の推進等を実現するため、
 - ・ 木造が備える高い断熱性等を活かしたZEB提案の推進。
 - ・ 木材の循環利用に貢献する木質バイオマスの推進等に取り組む。
 - ・ 国は、技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供等を行う。

先進的窓リノベ事業の概要

- 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業：経済産業省
- 断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業：環境省

令和4年度補正予算：1,000億円

1 制度の目的

既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房費負担の軽減）や、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献、2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献を目的とします。

2 補助対象

高い断熱性能を持つ窓（木製サッシを含む）への改修に関する費用の1/2相当等を定額補助（上限200万円）（リフォーム事業者が申請し、住宅所有者等に全額還元）

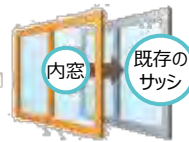
※ 補正予算案閣議決定日（令和4年11月8日）以降に契約を締結し、事業者登録後（こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、事務局開設日（令和4年12月16日）（開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日）以降）に着工したものに限る。

補助対象

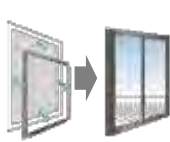
窓のリフォーム工事

高性能な断熱窓
(Uw値1.9以下等)
へのリフォーム

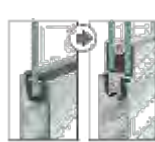
内窓設置



外窓交換



ガラス交換



補助額の例

例：戸建住宅・低層集合住宅

	グレード	大きさの区分		
		大 (2.8㎡～)	中 (1.6～2.8㎡)	小 (1.6㎡未満)
内窓設置	SS	124,000	84,000	53,000
	S	84,000	57,000	36,000
	A	69,000	47,000	30,000
外窓交換	SS	183,000	136,000	91,000
	S	124,000	92,000	62,000
	A	102,000	76,000	51,000

3 手続き

補正予算案

閣議決定
(R4.11.8)

事務局開設
(R4.12.16)

事業者登録開始
(R5.1.17)

申請受付開始
(R5.3.31)

交付申請期限
(遅くともR5.12末まで)

年度末
(R6.3)

消費者とリフォーム事業者の工事請負契約可能期間

工事着手可能期間

事業者登録済扱い※

事業者登録

工事着手

工事完了 & 交付申請

補助金交付

詳細はこちら（先進的窓リノベ事業 事務局HP）



<https://window-renovation.env.go.jp/>

※ 既にこどもみらい住宅支援事業（国交省）の事業者登録をしているリフォーム事業者は、今後所定の手続きを踏むことを前提に12月16日時点で事業者登録済扱いになり、工事着手が可能です。

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部省エネルギー課

令和5年度予算案 **68.0 億円 (80.9 億円)**

事業の内容

事業目的

大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とします。

事業概要

(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH：ゼッチ) の実証支援
需給一体型を目指したZEHモデル、次世代型のHEMSモデルや超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援します。

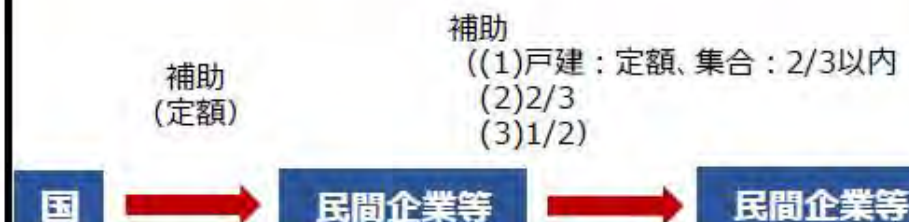
(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB：ゼブ) の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物※ (新築：1万m²以上、既築：2千m²以上) について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。

※CLT等を活用した建築物を優先採択。

(3) 次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材※の効果の実証を支援します。

※木製サッシを含む。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標

令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し (約6,200万kl削減) 達成に寄与します。
令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指します。

国土交通省の取組

- 官庁施設の整備における木材の利用を積極的に推進する。
- 木造化や木質化を図る際に使用する技術基準類を整備し、広く情報提供を行う。

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 木造耐火建築物の整備指針
- 公共建築物における木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する 留意事項集 等

多様な木造化に向けた取組

- 中規模木造庁舎の試設計例（軸組構法、CLTパネル工法）の公表
- CLTパネルによる袖壁を用いた中規模庁舎の試設計例の公表

人材の育成

- 木材利用推進研修(国土交通大学校)

等

実施事業での木造化・木質化



- 住宅・建築物を木造で建築することにより、炭素の長期にわたる貯蔵等が可能。
- 2050カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物への木材の利用の促進を図ることが課題。
- ➡住宅・建築物における木材利用の促進に向け、以下①～③の施策を推進。

①規制の合理化

- 実験で得られた科学的知見等により**安全性の確認等を行い、構造関係及び防火関係の規制を順次合理化。**

構造関係規定の合理化例

簡易な構造計算で建築可能な**3階建て木造建築物の範囲を拡大**（R7施行予定）



- ・CLTを用いた建築物の**一般的な設計法を合理化**（R4施行）
- ・CLTの**基準強度について層構成を追加**（R4施行）

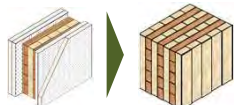
防火関係規定の合理化例



中高層の建築物を木造で建築することを可能化（H12施行）

防火被覆した木材の柱

木を被覆材で覆うことなく「あらわし」で設計することを可能化【延べ面積3000㎡まで】（R1施行）



→今後、延べ面積3000㎡超の大規模建築物にも適用可能に（R6施行予定）

防火被覆した木材の壁 「あらわし」の壁が可能に

②先進的な技術の普及の促進等

- 中大規模木造建築物のプロジェクト等を支援。**

CLTを用いた10階建て共同住宅



木質耐火部材を用いた大規模庁舎

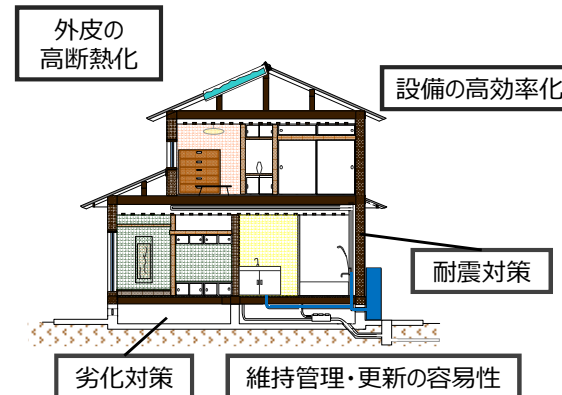


- 中大規模木造建築物の**設計に資する技術情報を集約・整理し、設計者へ一元的に提供。**



③住宅における木材の利用の促進

- 地域の中小工務店が資材の供給者等と協力して行う省エネ性能等に優れた木造住宅等の整備を支援。**



- 民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組を支援。**





環境省の取組

令和5年3月30日



木材の利用に関する環境省の取組



- 本年2月、環境省としては初めてとなる「建築物木材利用促進協定」を大林グループと締結。
- 建築物・住宅に関する補助事業で、同協定に基づく木材利用に対する優先採択枠を追加予定。
- 国立公園等の所管施設において率先して木材を活用。

補助事業における取組

これまで「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」で、CLT等の新たな木質部材を用いる事業に対し優先採択枠を設け、12件を採択してきたところ。



CLTを用いたZEBの事例（株式会社濱木屋）

国立公園等所管施設における取組

- ・国立公園等のビジターセンター、休憩所及び木道等整備に当たっては、率先して木材を活用している。
- ・国産材、県産材及びCLT等の新たな木質部材の積極的な利用に努めている。



奄美群島国立公園 奄美大島世界遺産センター



国民公園新宿御苑 新宿御苑ミュージアム

炭素中立（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向けた取組を加速化し、経済社会の変革を促進。

農林水産省の取組

MAFF
農林水産省



建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ

○地方公共団体や事業者等が建築物での木材利用に取り組みやすくなる環境づくりの一環として、木材利用促進本部事務局に、国が実施している建築物の木造化・木質化に関する支援事業・制度等に関する一元的な案内窓口を設置（令和5年2月）

窓口設置場所

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課）

相談受付方法

- ・電話
- ・林野庁HP木材利用促進本部サイト上の問い合わせフォーム

コンシェルジュ案内内容

林野庁が他の省庁にも照会し取りまとめた「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」等を基に、建築物の用途等を踏まえて活用可能と考えられる事業等の概要や担当者をご紹介します。

このような質問にお答えします

事業間の違いは何？

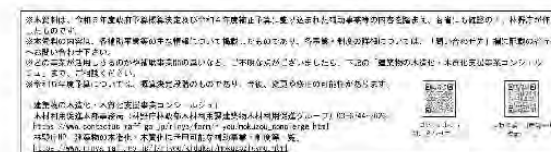
用途等を踏まえると活用できる可能性のある事業はどれ？

事業の活用を希望する場合の相談先は？



建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧
(令和5年度予算概算決定・令和4年度補正予算)

林野庁



コンシェルジュについて詳しくは
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/honbu.html>



農林水産省における建築物木材利用促進協定の締結



詳しくは
林野庁HP



○農林水産省では、これまでに、木材利用や木造建築に関わる団体や企業等との間で、9件の協定を締結。

<農林水産省における協定締結状況>

事業者等	国側	協定締結日
(一社) 全国木材組合連合会	農林水産省	令和4年3月9日
全国建設労働組合総連合	農林水産省 国土交通省	令和4年3月9日
野村不動産ホールディングス (株) ウイング (株)	農林水産省	令和4年3月9日
(株) アクト	農林水産省	令和4年3月9日
(一社) JBN・全国工務店協会	農林水産省 国土交通省	令和4年5月31日
(一社) 日本木造耐火建築協会	農林水産省 国土交通省	令和4年5月31日
(株) 竹中工務店	農林水産省	令和4年6月10日
(株) 大林組 (株) 内外テクノス 大林新星和不動産 (株)	農林水産省 経済産業省 環境省	令和5年2月3日
日本マクドナルド (株)	農林水産省	令和5年2月10日

日本マクドナルド株式会社 × 農林水産省

『マクドナルド店舗における地域材利用促進に向けた建築物木材利用促進協定』



日本マクドナルド(株)は、今後建設予定の建築物において、一店舗当たり一定量以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計5,550m³の地域材を利用することを目指すことや、木材利用の意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する等を内容とする協定を、農林水産省と締結。